

令和5年1月
堺市

事後審査における「配置予定現場代理人・技術者届」 及び「配置予定技術者届」の廃止について

本市（上下水道局を含む。）が発注する予定価格250万円超の建設工事及び予定価格100万円超の工事関連業務の事後審査における提出書類の取扱いについて、下記のとおり変更しますので、お知らせします。

記

1 「配置予定現場代理人・技術者届」及び「配置予定技術者届」の廃止について

これまで、一般競争入札の事後審査にあつては、当月に入札参加申請を行った全ての案件における配置予定の現場代理人及び技術者等（以下「技術者等」という。）を記入した「配置予定現場代理人・技術者届」又は「配置予定技術者届」の提出を求めていましたが、事後審査書類作成の負担軽減を図るため、当該様式を廃止します。

このことに伴い、事後審査における配置予定技術者等の確認は、当該落札候補となった案件に対してのみ実施することとします。

2 現場代理人・技術者等が配置できない場合の取扱いについて

開札の結果、複数の案件の落札候補になったことにより、雇用する技術者等が不足し、入札公告で求める技術者等の配置ができない場合は、当該案件の入札は無効とします。

また、同一年度に発注した案件において技術者等の配置不能を2件以上生じさせた場合は、入札参加停止の対象としますので、入札参加申請は自社の技術者等の配置状況及び受注中の工事等の進捗状況等を十分に把握した上で行ってください。

3 適用時期

令和5年4月1日以降に発注する案件から適用します。

4 備考

適用時期（令和5年4月1日）より前に本市が発注した工事については、従前のとおり事後審査において「配置予定現場代理人・技術者届」又は「配置予定技術者届」の提出が必要ですので、ご注意ください。